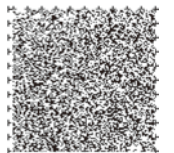
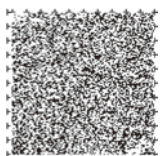


## 第2章

住み慣れた地域での安心した生活を  
支援します





## I 成果目標の設定

障害者が地域で安心した生活が送れるよう、福祉施設に入所している障害者や、入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため、具体的な数値目標を掲げ、障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等（システム）の整備等に取り組むとともに、施設入所が真に必要なと判断される障害者の数を踏まえた施設を確保します。

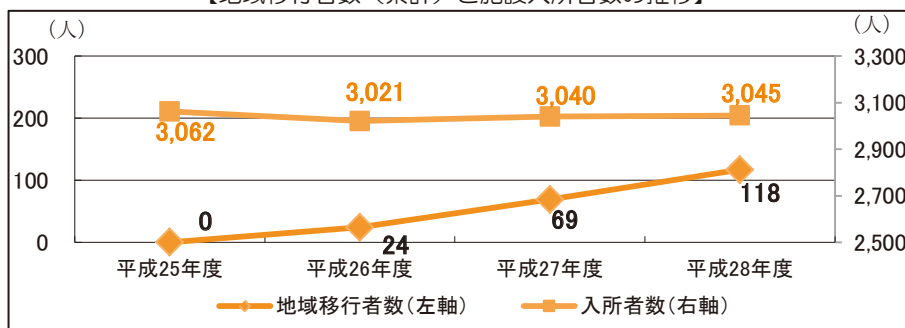
### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 現状

県内で福祉施設を退所し、地域生活へ移行した障害者の人数は、第4期計画策定時の平成25（2013）年度末時点から平成28（2016）年度までの間で、118人となっています。

また、福祉施設の入所者数（以下「施設入所者数」という。）は、平成28（2016）年度末現在3,045人で、平成25（2013）年度末時点の3,062人から17人減少しています。

【地域移行者数（累計）と施設入所者数の推移】



#### (2) 取組の方向

障害に対する理解の促進、障害の特性に配慮した住まいの場、相談、就労など必要な支援を通じて、障害者が地域で安心して生活できる体制を整備し、希望する障害者の地域生活への移行を進めます。

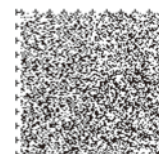
#### (3) 成果目標

平成28（2016）年度末時点における福祉施設入所者のうち、平成32（2020）年度末時点で、累計で266人（平成28（2016）年度末の施設入所者数の8.7パーセント）が地域生活へ移行するとともに、平成32（2020）年度末の施設入所者数を69人（平成28（2016）年度末の施設入所者数の2.3パーセント）減少させることを目指します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

項目		数値	備考
福祉施設入所者数（A）		3,045人	平成28(2016)年度末
福祉施設入所者数（見込み）（B）		2,976人	平成32(2020)年度末
目標値	地域生活移行者数（C）	266人 (8.7%)	平成32(2020)年度末までに、福祉施設からグループホーム、在宅等へ移行する者の数（移行割合 C/A）
	施設入所者減少数（A-B）	69人 (2.3%)	平成32(2020)年度末時点の施設入所者減少数（減少割合 (A-B) / A）

(注) 上記の数値は、平成24(2012)年度の児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者が引き続き障害者支援施設として利用することとした障害児施設等を除いて設定しています。

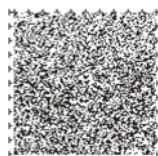


(4) 成果目標の考え方

県は、障害者総合支援法の規定に基づく基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

【第5期障害福祉計画における各市町別目標値】

区域	施設入所者数 (平成28年度末) A	施設入所者数 (平成32年度末) B	施設入所から 地域生活への 移行者数 C	地域生活移行 割合 C/A	施設入所者削減 見込数 A-B	施設入所者削減 割合 (A-B) / A
広島圏域	1,218人	1,190人	110人	9.0%	27人	2.2%
広島市	956人	936人	87人	9.1%	20人	2.1%
安芸高田市	96人	94人	9人	9.4%	2人	2.1%
府中町	30人	29人	2人	6.7%	1人	3.3%
海田町	24人	23人	1人	4.2%	1人	4.2%
熊野町	30人	29人	3人	10.0%	1人	3.3%
坂町	13人	12人	2人	15.4%	1人	7.7%
安芸太田町	22人	22人	2人	9.1%	0人	0.0%
北広島町	47人	46人	4人	8.5%	1人	2.1%
広島西圏域	166人	162人	15人	9.0%	4人	2.4%
大竹市	40人	35人	4人	10.0%	5人	12.5%
廿日市市	126人	127人	11人	8.7%	-1人	-0.8%
呉圏域	385人	376人	35人	9.1%	9人	2.3%
呉市	326人	319人	30人	9.2%	7人	2.1%
江田島市	59人	57人	5人	8.5%	2人	3.4%
広島中央圏域	272人	267人	15人	5.5%	5人	4.4%
竹原市	57人	55人	6人	10.5%	2人	3.5%
東広島市	191人	189人	8人	4.2%	2人	1.0%
大崎上島町	24人	23人	1人	4.2%	1人	4.2%
尾三圏域	376人	368人	33人	8.8%	8人	2.1%
三原市	145人	142人	13人	9.0%	3人	2.1%
尾道市	191人	187人	18人	9.4%	4人	2.1%
世羅町	40人	39人	2人	5.0%	1人	2.5%
福山・府中圏域	447人	436人	41人	9.2%	11人	2.5%
福山市	367人	359人	33人	9.0%	8人	2.2%
府中市	58人	56人	6人	10.3%	2人	3.4%
神石高原町	22人	21人	2人	9.1%	1人	4.5%
備北圏域	181人	176人	17人	9.3%	5人	2.8%
三次市	104人	101人	10人	9.6%	3人	2.9%
庄原市	77人	75人	7人	9.1%	2人	2.6%
<b>計</b>	<b>3,045人</b>	<b>2,976人</b>	<b>266人</b>	<b>8.7%</b>	<b>69人</b>	<b>2.3%</b>

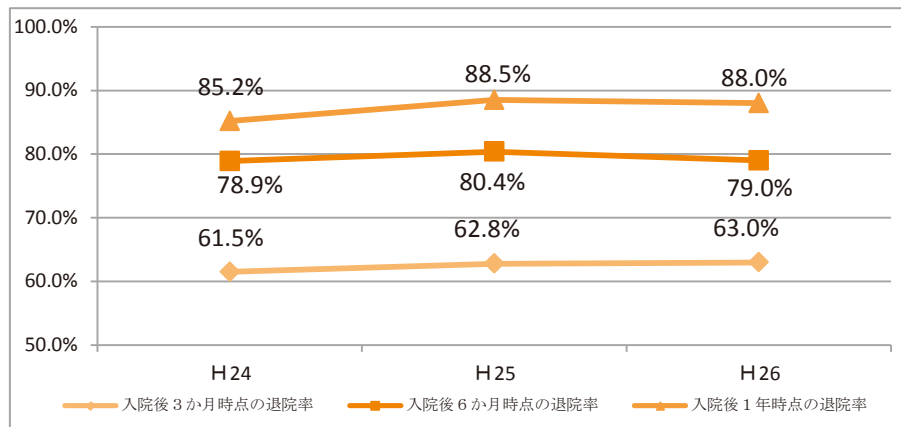


## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### (1) 現状

平成 26（2014）年度NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、県内の精神科病院に入院中精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率は、それぞれ63.0パーセント、79.0パーセント及び88.0パーセントとなっています。

【入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率】



### (2) 取組の方向

入院中の精神障害者が地域で安心して生活できる体制を整備するとともに、精神科病院等の関係機関とも連携しながら、本人の意向に配慮しつつ、入院中の精神障害者の早期退院を促進し、地域生活への移行を進めます。

### (3) 成果目標

ア 県及び各障害保健福祉圏域において、精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

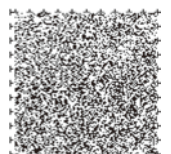
また、各市町において、同様に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。ただし、市町単独での設置が困難な場合は、複数市町による共同設置も可能とします。

【精神障害者の地域移行に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

項目	数値	備考
目標値	県、各圏域、23市町	平成32（2020）年度末時点の設置状況

イ 平成32（2020）年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期在院者数を2,859人に、65歳未満1年以上長期在院者数を1,801人に減少させることを目指します。

ウ 平成32（2020）年度における入院中の精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率を、それぞれ69.0パーセント、84.0パーセント及び90.0パーセントとすることを目指します。



【入院中の精神障害者の地域生活への移行】

項目		数値	備考
精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳以上）		3,150人	平成26(2014)年度6月30日時点
精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳未満）		2,082人	平成26(2014)年度6月30日時点
目標値	精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳以上）	2,859人	平成32(2020)年度末
	精神科病床における1年以上長期在院者数（65歳未満）	1,801人	平成32(2020)年度末
	入院後3か月時点の退院率	69.0%	平成32(2020)年度
	入院後6か月時点の退院率	84.0%	平成32(2020)年度
	入院後1年時点の退院率	90.0%	平成32(2020)年度

（注）平成32（2020）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を347人と見込んでいます。

#### (4) 成果目標の考え方

県は、入院中の精神障害者の地域移行を進めるため、基本指針を踏まえ、入院後3か月、6か月及び1年時点の退院率を高め、長期在院者数を減少させる目標を定めています。



### 3 地域生活支援拠点等（システム）の整備

#### (1) 現状

第4期広島県障害福祉計画において、成果目標として、障害者等の地域生活支援を推進する多機能拠点である地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は複数事業所等が連携した面的な体制）を、原則、各市町に1か所以上整備することを目指し、市町等の取組を支援してきましたが、国が平成28（2016）年9月に実施した全国調査によると、広島県を含め全国的に整備が進展していない状況にあります。

このため、改めて基本指針において、地域生活支援拠点等（システム）を所定の期間内に整備するよう規定されました。

#### (2) 取組の方向

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設入所又は病院からの地域移行を進め、地域生活で生じる様々な課題に対応し、障害者等が地域生活を継続できるよう、市町による関係機関と連携した取組を支援することにより、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域生活支援拠点等（システム）の整備を促進します。

#### (3) 成果目標

地域生活支援拠点等（システム）を、原則各市町に1か所以上整備することを目指します。ただし、1か所の拠点整備が困難な場合は、複数市町や圏域で1か所以上整備することも可能とします。

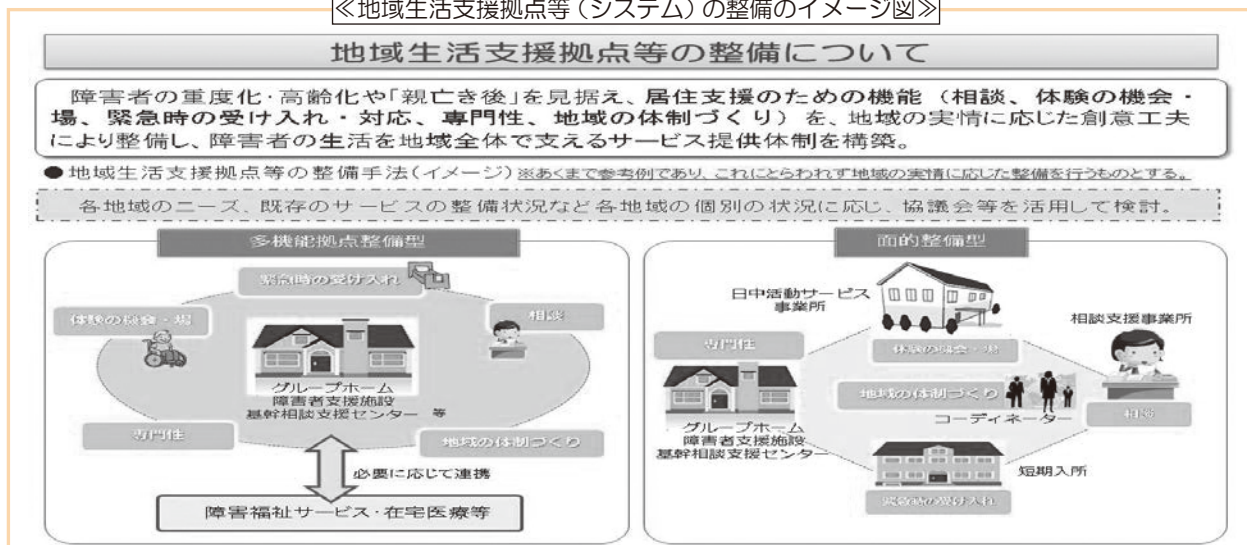
【地域生活支援拠点等（システム）の整備】

	項目	数値	備考
目標値	地域生活支援拠点等（システム）の整備	23市町 【29か所】	平成32（2020）年度末時点の県内整備か所数

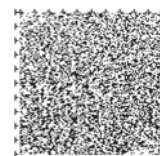
#### (4) 成果目標の考え方

県は、基本指針を踏まえ、市町に対して第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画作成に係る基本的な考え方を示し、各市町は、第4期障害福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域のニーズ等の実情を踏まえ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。

《地域生活支援拠点等（システム）の整備のイメージ図》



(H28.12.12 地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（厚生労働省主催）資料より)



## Ⅱ 成果目標の達成に向けた取組

### 1 障害への理解の促進

#### (1) 障害に対する理解の促進

##### ア 障害者の差別解消に向けた取組

#### 《現状》

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が、平成28（2016）年4月1日から施行されました。

##### ■障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

- 県では、国から示された対応指針を踏まえ、職員が遵守すべき服務規律としての職員対応要領の制定、職員対応要領ハンドブックの作成、専門相談員を配置した相談窓口の設置、事業者等への普及啓発活動の展開、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に取り組んでいます。
- 県に寄せられた相談については、必要に応じて所管の行政機関等に橋渡しを行ったり、相談者と相手方との間に立って調整を行うなど、事案の解決に向けた取組を進めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例について情報共有を行い、事案の解決方法等について協議を行っています。

【表1 平成28年度相談件数（障害者支援課）】

不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	計
33件	55件	88件

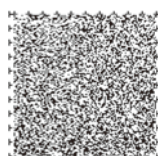
- また、あいサポート企業・団体による合理的配慮の提供事例について、県ホームページに掲載し、普及啓発に努めています。
- 市町に対しては、職員対応要領の制定、障害者差別解消支援地域協議会の設置、普及啓発活動について取組要請を行っています。

#### 《課題》

- 障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について普及啓発が進みつつありますが、平成29（2017）年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7パーセントが「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。
- 職員対応要領の未制定、障害者差別解消支援地域協議会の未設置、相談事例がない又は過少な市町もあることから、該当の市町に対して、引き続き、積極的な取組を働きかけていく必要があります。

#### 《今後の具体的な取組》

- 会議、研修、講演、出前講座等のあらゆる機会を利用し、障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。
  - 障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例について情報共有や分析を行うとともに、効果的な事案解決方法等について協議し、実効性のある相談・支援体制となるよう取り組めます。





- 市町に対し、職員対応要領の制定、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営、普及啓発活動について取組要請を行うとともに、地域全体としての相談解決機能の向上を図るために、県の障害者差別解消支援地域協議会とのネットワークの構築を進めます。

## イ 交流活動の推進

### 《現状》

- 福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の運営を支援し、「ノーマライゼーション」の推進と障害者福祉に対する県民の理解促進のための普及啓発活動に取り組んでいます。
- 障害者が利用している施設・作業所において製造されているスナックやスイーツなどの菓子類の品評会「ひろしまS-1サミット」を通じて、県民が障害者と触れ合いながら、障害者の活動や障害に対する理解を促進しています。
- 障害者スポーツの体験会、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇など、県民と障害者が交流する多彩なイベントを実施、支援しています。

### 《課題》

- 障害に対する正しい理解と認識を深めるためには、県民が障害者と交流し、触れ合う機会をできるだけ多く確保する必要があります。
- 「ふれ愛プラザ」は、平成13（2001）年の設置から10年以上が経過しましたが、近年、来客数が伸び悩んでおり、活気ある交流の場づくりが課題となっています。

【表2 ふれ愛プラザの来客数】

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来客数	16,054人	15,873人	16,933人	16,960人	16,087人

- 「ひろしまS-1サミット」などのイベントを通じて、県民が障害に対する正しい理解と認識を深める効果的なイベントとなるよう、実施形態や実施内容等について検証する必要があります。

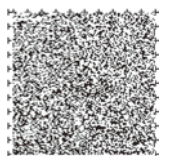
### 《今後の具体的な取組》

- 「ふれ愛プラザ」におけるホームページやSNS等を活用した商品と活動に関する情報や福祉情報の提供、夏休み工作教室等の店舗内でのイベント開催、他団体のイベントへの出展、職場体験者や就業実習者の受入等の取組を支援し、障害者や障害者の活動を知る機会とするとともに、障害者と来客者が交流する場の創出を図ります。
- 「ひろしまS-1サミット」、障害者スポーツの体験会、「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇、発達障害啓発イベントなど、集客力がある魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、県民と障害者が触れ合いながら、障害者の日頃の活動や障害についての理解を促進します。

## ウ 地域とのつながり、利用者の安全確保

### 《現状》

- 利用者の安全確保において、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実や、職員の処遇改善等による職場環境の改善を図る必要性が指摘されています。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 平成 29（2017）年 6 月に水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）が改正され、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

### 《課題》

- 障害福祉サービス事業所等においては、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが必要であり、県や市町はその支援を行うことが必要です。
- また、これらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、発災時には障害福祉サービス事業所等が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことが必要です。
- 障害福祉サービス事業所等の利用者の安全確保のため、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと利用者に対し支援できるよう、職員の処遇改善等による職場環境の改善を図る必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 障害福祉サービス事業所等において、非常災害対策計画の策定、避難訓練等の実施が徹底されるよう指導、助言を行います。
- 障害福祉サービス事業所等においては、地域住民等との連携・協力体制の構築が図れるよう、日頃から自発的な活動等を通じて地域との交流に努めるよう指導、助言を行います。
- 県による虐待防止・権利擁護研修を実施し、参加促進を図るとともに、障害福祉サービス事業所等における虐待防止・権利擁護研修の実施を促進します。
- 障害福祉サービス事業所内のキャリアパス制度の整備を促進し、職員の処遇改善等による職場環境の改善を図ります。

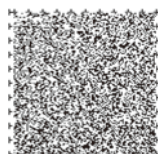
## (2) あいサポートプロジェクトの推進

### 《現状》

- 県では、平成 23（2011）年 10 月から、県民運動として、あいサポート運動を進めています。県民オールあいサポーターに向けて、あいサポーターを養成するため、小・中学校、高校、企業、団体等へ出前講座等を実施するなどにより、あいサポーター数は着実に増加しています。
- また、企業・団体によるあいサポート運動を促進するため、平成 28（2016）年度にあいサポート運動に先駆的に取り組み、他の模範となる企業・団体を表彰する制度を創設するなど、あいサポート企業・団体数の増加に取り組んでいます。

【表3 あいサポート運動の取組状況（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）】

あいサポーター数（累計）	173,167人
あいサポートリーダー養成数（累計）	284人
あいサポート企業・団体数（累計）	522企業・団体



- 平成29（2017）年9月から、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」と、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を無償配布しています。
- 障害者が芸術文化活動への参加を通じて、自身の生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成24（2012）年度から、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29（2017）年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。

【表4 あいサポートアート展来場者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
あいサポートアート展への来場者数	1,774人	2,307人	2,160人	2,511人

《課題》

- 広く県民に、あいサポート運動を理解、認識してもらうために、県だけでなく、市町も主体的に運動に取り組む実施体制や実施方法について、市町及び障害者団体等と意見交換を行いながら、検討する必要があります。
- 平成26（2014）年度から養成を実施してきた、あいサポートリーダーの活動促進を図り、県内各地域において、サポート運動が実践活動を伴って展開される必要があります。
- 近年、あいサポート企業・団体数が伸び悩んでおり、あいサポート運動に取り組む企業・団体の掘り起しを行う必要があります。
- 障害者等が周囲から配慮や支援が受けやすくなるよう、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の普及促進を図る必要があります。
- 「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」等の障害者の芸術文化活動を、広く県民に知ってもらう必要があります。

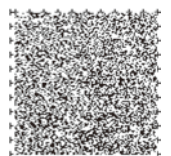
《今後の具体的な取組》

- あいサポーター研修の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」、「就労支援リーダー」の養成・登録を行い、これらリーダーを活用した市町による地域住民・関係団体への研修や活動支援、企業内での研修や障害のある従業員への支援などにより、県民オールあいサポーターに向けた取組を強化し、誰もが障害者等に対して自然に手助けをする「心のバリアフリー化」を推進します。

【指標① あいサポートプロジェクトの推進】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
あいサポーター数(累計)	173,167人	190,000人	195,000人	200,000人
あいサポートリーダー養成数(累計)	284人	430人	490人	550人
あいサポート企業・団体数(累計)	522企業・団体	650企業・団体	700企業・団体	750企業・団体

- 組織的な活動による大きな効果が期待できるあいサポート企業・団体に対する表彰を行うなど、あいサポート企業・団体数の増加に取り組みます。
- ポスター、ステッカー、県ホームページ等により、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」の普及促進を図るとともに、障害者等が必要とする配慮や支援を受けられるよう、県民への啓発活動に取り組みます。
- 「あいサポートアート展」の県内複数個所での開催や、市町巡回展示とともに、「あいサポートふれあいコンサート」の開催等を通して、県民の障害への理解と認識を深めていきます。



## 2 保健、医療の充実

### (1) 保健・医療提供体制の充実

#### ア 保健活動の推進

##### 《現状》

- 平成28（2016）年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると県民の49.2パーセントがストレスや悩みを抱え、10.5パーセント（20歳以上）が気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じており、精神疾患の発症予防や早期発見のため、専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。
- 障害児（者）は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。障害者支援施設等は、運営に関する基準で、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないとされています。
- 平成28（2016）年度に、広島県内の障害福祉サービス（日中活動）事業所、グループホーム及び障害者支援施設を対象に行った調査によると、協力歯科医療機関を設置している施設の割合は39.0パーセントとなっています。また、1年に1回以上と定期的に利用者に対する歯科健診を実施している施設の割合は23.8パーセントと低い状況です。

##### 《課題》

- 地域における精神保健福祉相談体制について、一層の充実を図る必要があります。
- 日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児（者）について、定期的な歯科健診の受診を図る必要があります。
- 障害児（者）が、適切な歯科保健医療を受けられる環境を整備する必要があります。

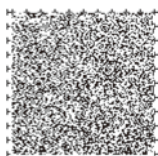
##### 《今後の具体的な取組》

- 県立総合精神保健福祉センター及び保健所、市町など地域における関係機関において相談指導の充実を図ります。
- 「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。
- 平成24（2012）年9月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。
- 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、施設職員及び障害児（者）の家族への口腔管理等に関する研修・啓発等の実施により、障害児（者）についての歯科保健意識を高め、施設等での自発的かつ定期的な歯科健診の実施につなげます。
- 障害児（者）の専門的な治療機能及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療及び歯科疾患予防のための口腔ケアが実施できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修等を行い、障害児（者）に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

#### イ 専門的な医療の提供

##### 《現状》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価・スポーツ・文化活動等幅広い分野における障害者支援機能を有する施設として、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。



【表5 県立障害者リハビリテーションセンターの利用状況】

施設名	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療センター	日平均入院患者数	100.1人	126.3人	129.6人
	外来患者数	49,895人	53,291人	53,523人
若草園	月平均入園児数	51人	45人	44人
若草療育園	月平均入所者数	53人	53人	53人
あけぼの	月平均入所者数	61人	50人	53人

- 発達障害を診療できる県内の医師は、県西部地域に偏在しているとともに、絶対数が不足しているため、平成20（2008）年7月から、県立障害者療育支援センター・わかば療育園等の発達外来を活用し、医師に対する臨床研修を行い、発達障害を診療できる医師及びコメディカルスタッフを養成する取組を行っています。

【表6 医師・コメディカルスタッフ研修受講者数】

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医師数	6人	5人	7人	1人	3人	3人	2人	6人	1人
コメディカル数	2人	4人	2人	6人	7人	8人	1人	1人	2人

- 発達障害が疑われる児童生徒等の受診希望が専門医に集中し、初診の待機期間の長期化が生じており、初期の診療や地域の中核となる専門医が不足するとともに、医療機関相互の連携と機能分化が進展していない状況にあります。
- このため、「発達障害児（者）医療支援体制に係る検討会」を平成26（2014）年度に設置し、医療機関の連携方策等について課題の共有を行うとともに、発達障害の診療を行うかかりつけ医を確保するため、平成27（2015）年度から「発達障害児・者診療医養成研修」を実施、また、地域の中核的な専門的医療機関を確保するため、平成28（2016）年度からは国立精神・神経医療研究センターの専門的研修への医師派遣等の取組を行っています。
- また、県民の適切な受診機会を確保する観点から、発達障害の診療を行うことができる医療機関を県ホームページで公表しており、医療機関数、医師数とも増加しています。

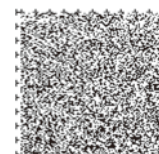
【表7 発達障害の診療ができる医療機関：県ホームページ掲載のみ】

項 目	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成29年度
医療機関数	68機関	75機関	107機関	97機関
医師数	91人	103人	147人	158人

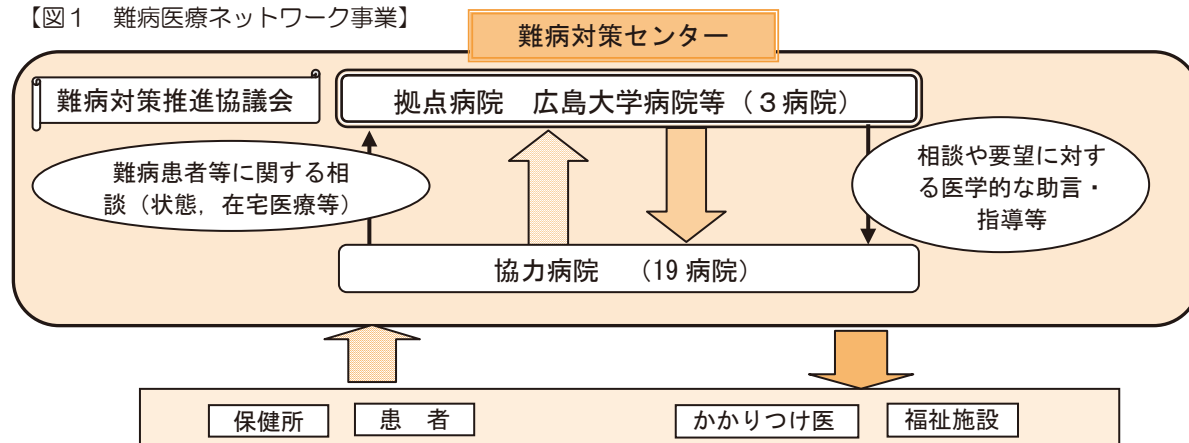
【表8 発達障害児・者診療医養成研修受講者数】

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医師数	52人	87人	110人
医師以外	26人	154人	157人

- 難病は、原因不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病であり、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費を負担する場合も多くなっています。このため、難病のうち、一定の要件を満たし、患者の置かれている状況から見て良質かつ適切な医療の確保を図る必要が高いものを指定難病として認定し、医療費の公費負担を行っています。
- 在宅の重症神経難病患者が入院医療を必要とした場合、適切な入院施設が確保できるよう地域の医療機関の連携を図る難病医療ネットワーク事業を実施しており、難病医療拠点病院（3か所）を指定するほか、二次保健医療圏域に難病医療協力病院（19か所）を指定しています。

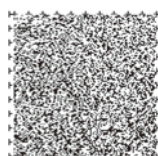


【図1 難病医療ネットワーク事業】



《課題》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、民間では対応しにくい専門的・先駆的な障害者医療の中核拠点として、引き続き、広範な医療ニーズに対応するとともに、診療ニーズが高まる高次脳機能障害や発達障害にも対応していく必要があります。  
また、重症心身障害児（者）の入所ニーズへの対応や在宅支援機能の整備に取り組む必要があります。
- 平成29（2017）年9月に実施した「重症心身障害児（者）及びその介護者に関する実態調査」によると、介護者の40.0パーセントが解消できない介護による疲労を抱え、46.3パーセントが短期入所事業所の不足を感じています。
- 発達障害の確定診断ができる専門医や適切な初診対応ができるかかりつけ医は、不足状態にあるとともに、地域的にも偏在しており、また、医療機関相互の連携が十分とれていないため、一部の専門医療機関に患者が集中し、医療機関によっては、初診までに長期の待機期間が生じています。
- 発達障害児（者）は、コミュニケーションの困難さや感覚過敏などの個々の特性から、医療を継続して受けにくいことがあるため、発達障害の特性に応じた診療を行う医師の養成や発達障害児（者）の診療に対応できる医療機関を増やしていくことが必要です。
- また、発達障害児（者）が乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、必要に応じて医療や支援を受けられるようにするため、地域のかかりつけ医と専門医療機関や小児科医と精神科医、地域の関係機関等との連携体制の構築が必要です。
- 難病患者の多くは、在宅での療養を行い地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者等が安心して療養できる環境が求められています。介護者の負担を減らすため、障害福祉サービスの利用促進や、レスパイト入院のための制度の導入、入院が必要になった際の医療機関情報の提供や難病患者に対する包括的な支援を協議するシステムの構築が求められています。
- 平成25（2013）年度から障害に難病が加わったものの、障害福祉サービスについての周知が不十分のため、制度利用実績が少ない状況となっています。



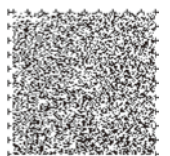
### 《今後の具体的な取組》

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、民間では対応しにくい専門的・先駆的な障害者医療を担う中枢拠点病院として、引き続き、高次脳機能障害や脊椎損傷、発達障害など様々な医療ニーズに対応していきます。
- 障害児（者）に係る高度で専門的な医療ニーズや診療ニーズに対応するため、県立障害者療育支援センター・わかば療育園を県立障害者リハビリテーションセンターに新築移転し、医療体制の一本化による充実・強化を図ります。
- 施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）の療育環境の改善を図るとともに、レスパイト等に対応した短期入所定員の確保など重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化を図ります。
- また、身近な地域で介護者のレスパイトや緊急時等に対応した短期入所が利用できるよう、定員の確保について検討します。
- 発達障害について、引き続き、研修等により初期の診療や地域医療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各障害保健福祉圏域において各医療機関の医療機能を明確にし、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関とのネットワーク化を図るなど、役割分担と連携を推進することにより、地域の医療支援体制の整備を進めていきます。  
また、発達障害の診療を行うことができる医療機関リストを県ホームページで公表し、県民への適切な受診機会を確保していきます。

【指標② 発達障害の診療ができる医師数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医師数	158 人	172 人	186 人	200 人

- また、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等医療従事者による発達障害児（者）への療育技術の向上など療育体制の充実を図るとともに、地域における医療と療育の連携を進め、できるだけ身近な地域で早期に医療支援や療育支援が受けられる体制整備を進めていきます。
- 発達障害児（者）がライフステージを通して、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けられるようにするため、かかりつけ医と専門医療機関、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。
- 難病患者等は、長期にわたる継続治療とともに、緊急の場合の的確な専門治療が必要であるため、難病対策センターを中心とした難病医療拠点病院、難病医療協力病院との連携を強化するとともに、各市町、各保健所等が連携して、難病患者等の必要に応じた保健・医療・福祉のサービスが提供できるシステム体制の整備を進めます。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 難病患者等に対する在宅での包括的支援を図るため、地域生活支援拠点等（システム）の整備を進めるとともに、在宅での生活が難しくなった難病患者等が施設入所支援等の障害福祉サービスに移行できるよう、関係機関の連携を図ります。
- 医療従事者等に対する難病研修会を行い、新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。
- 難病患者のレスパイト入院が可能な制度の導入を検討します。
- 難病患者団体を通じて、障害福祉サービスの制度や利用方法についての周知を図ります。

【指標③ 医療従事者等に対する難病研修会】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療従事者研修会の開催回数	2回	2回	2回	2回

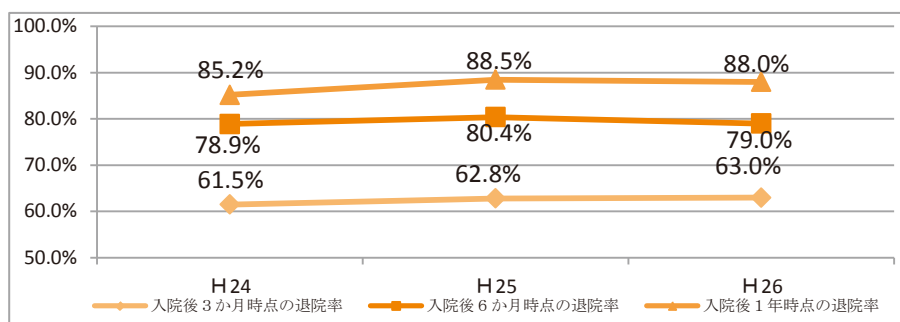
### (2) 医療と福祉の連携

#### 〔地域生活への移行支援〕

#### 《現状》

- 平成 26（2014）年度NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、県内の精神科病院に入院中の精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率は、それぞれ63.0パーセント、79.0パーセント及び88.0パーセントとなっています。（再掲）

【図2 入院中の精神障害者 入院後3か月時点・6か月時点・1年時点の退院率】



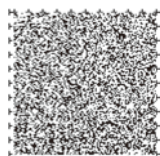
- 平成 26(2014)年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)の改正が施行され、精神科病院の管理者に対し、医療保護入院者の退院促進のための体制整備等が義務付けられました。
- 矯正施設を退所する障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、平成22（2010）年6月に広島県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等の関係機関と協働し、帰住先や福祉サービスの利用の調整など、地域の中で生活を営むことができるよう支援しています。

【表 9 地域生活定着支援センターの支援状況】

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
コーディネート業務	38 件	36 件	35 件
フォローアップ業務	53 件	44 件	46 件
相談支援業務	14 件	11 件	13 件

#### 《課題》

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

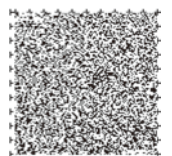




- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、地域生活に関する相談に対応できるように、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。
- 精神疾患に罹患しても地域や社会で生活できるようにするため、入院しても早期に退院できるよう早期受診・早期治療及び地域移行支援の仕組みの定着を図る必要があります。  
また、退院促進の観点から、精神通院医療費の公費負担のあり方についても、市町と連携して検討する必要があります。
- 問題事例、困難事例が増加しており、広島県地域生活定着支援センター職員の専門的知識の向上と、帰住先確保や福祉的な支援が早期に継続して行われるよう、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、市町等との連携を図る必要があります。また、関係機関や地域に、障害等のある矯正施設退所者の社会復帰への支援の必要性について理解が不十分な点があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。
- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成 32 (2020) 年度末及び平成 36 (2024) 年度末の精神病床における入院需用（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画に基づき基盤整備を推進します。
- 精神保健福祉法に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（昭和 26 年厚生労働省告示第 65 号）を踏まえて、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症、高次脳機能障害などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、保健医療計画に基づき、各医療機関の医療機能を明確化します。
- 発症してから精神科を受診するまでの期間をできるだけ短縮するため、障害保健福祉圏域単位でかかりつけ医と精神科医の連携会議を開催するなど、地域の連携体制を強化します。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 認知症疾患医療センターと地域包括支援センター等の介護サービスが連携し、気軽に相談でき、早期に鑑別診断を行う体制を構築します。
- 広島県地域生活定着支援センター職員の研修や、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、市町等との定期的ケア会議等による事例検討や課題解決、情報共有等によるネットワークの構築に取り組みます。また、関係機関等に、障害等のある矯正施設退所者の社会復帰への支援の必要性について理解を広げる取組をしていきます。

### 3 地域生活の支援体制の構築

#### (1) 障害福祉サービス等の提供

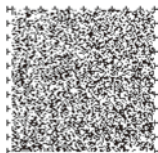
##### ア 障害福祉サービス等の基盤整備

#### 《現状》

- 障害福祉サービスの介護給付として、市町において居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護及び施設入所支援を実施しています。
- 平成29(2017)年4月1日現在、県内の指定障害福祉サービス事業所のうち、訪問系サービスの事業所数は、居宅介護で574となっています。(訪問系サービス事業所数の一覧表P153)
- 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及びグループホームを実施しています。
- 平成29(2017)年4月1日現在、県内の指定障害福祉サービス事業所のうち、日中活動系サービスを提供する事業所等の数は、生活介護232、自立訓練(機能訓練)6、自立訓練(生活訓練)19、就労移行支援77、就労継続支援A型89、就労継続支援B型282となっています。(日中活動系サービス事業所数の一覧表P153)
- 平成29(2017)年4月1日現在、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所数は、児童発達支援121(うちセンター17)、医療型児童発達支援4、放課後等デイサービス337、保育所等訪問支援31となっています。(障害児通所支援事業所数の一覧表P153)
- 障害福祉サービス等の提供状況について、市町別の分析を行うため、平成29(2017)年度に、市町から関係データの提供を受け、データベース化を行いました。
- 65歳以上の高齢障害者について、必要とする障害福祉サービスが提供されるよう、会議等において、市町に対して介護保険と適切に連携するよう助言や支援を行うとともに、相談支援専門員と介護支援専門員との意見交換を実施しています。
- 平成25(2013)年度から障害者総合支援法に定める障害児(者)の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

#### 《課題》

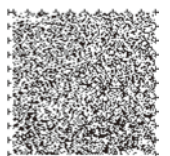
- 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。
- 日中活動系サービスや障害児通所支援事業については、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。



- 施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスを充実する必要があります。また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。
- 障害福祉サービス等のデータ分析を行い、市町の障害福祉計画や障害児福祉計画の進捗状況の管理や、不足しているサービスの確保に向けた事業者等の政策的な誘導、過剰となっているサービスの適正管理等に活用する必要があります。
- 65歳以上の高齢障害者の介護保険制度への移行に際し、市町やサービス提供事業者における障害福祉部門と介護保険部門による十分な連携がとれていない面があります。
- 難病等患者に対し、障害福祉サービスについての周知が不十分のため、制度利用実績が少ない状況となっています。

#### 《今後の具体的な取組》

- 障害福祉サービス等の提供については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量の確保のため、市町や関係機関、関係事業者等と連携を図ります。
- 障害福祉サービス等のデータ分析を継続的に行い、サービス提供体制の地域的な偏在状況等を把握するとともに、分析結果を市町等に提供し、今後の人口動態等を反映した必要なサービス見込み量の確保や地域におけるサービス提供の均てん化等への活用を図ります。
- 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知や人材育成を図り、事業者の参入を促進します。  
また、中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保に努めます。
- 地域で不足する日中活動系サービスや障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害福祉計画や障害児福祉計画に沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乘せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームの拡充と併せて、平成 30（2018）年度から新たに導入される自立生活援助サービスの事業者参入や必要な訪問系サービスや日中活動系サービス等の確保に努めます。
- 介護保険との関係について、相談支援専門員と介護支援専門員との情報共有化，両者の的確なバトンタッチ，併給の場合の両者によるダブルケア等，障害福祉と介護保険とが連携する仕組みづくりについて検討します。
- 難病患者団体を通じて，難病患者や支援者を含む関係者に対して障害福祉サービスの利用方法等について周知を図ります。

### イ 地域生活を支えるサービス等

#### 《現状》

- 市町地域生活支援事業は，市町が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等による事業を計画的に実施するもので，障害福祉サービスに係る給付と並んで，障害児者の日常生活・社会生活を営むうえで重要な事業となっています。
- 市町は，相談支援，意思疎通支援，日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や，社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの強化（理解促進研修・啓発事業）等の必須事業を実施しています。また，利用者ニーズに応じて市町の判断で実施することができる多種多様な任意事業（福祉ホームや日中一時支援，社会参加など）も実施しています。（市町地域生活支援事業の実施見込についてはP128 参照）
- 身体障害者補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬）を育成し，給付しています。また，人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において，身体障害者補助犬の授与式を実施するなど，県民に身体障害者補助犬の意義，役割等について普及啓発活動を行い，理解促進に努めています。

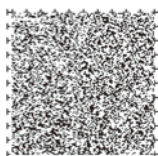
【表 10 県内の身体障害者補助犬の実働状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）】

項目	実働数（全国）
盲導犬	29 頭（950 頭）
介助犬	実働無（71 頭）
聴導犬	実働無（75 頭）

- 精神障害に係る緊急受診などに応じるため，精神科救急情報センターにおける相談・情報提供や，精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターによる救急医療の提供を行っています。

#### 《課題》

- 市町地域生活支援事業は，市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業が実施できるという特性上，市町により実施される事業や事業形態が異なるなど，地域差が生じています。



- 市町地域生活支援事業は、障害者の生活に密着した事業で構成されており、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大を続けていますが、国の財政的補助は十分に行われておらず、市町の財政負担は増加を続けています。

また、平成 29（2017）年度から、地域生活支援事業に含まれる補助事業のうち、政策的な課題に対応する国として促進すべき事業については地域生活支援促進事業として、5割の補助率を確保する等の見直しが行われていますが、十分な財源が確保されるか留意する必要があります。

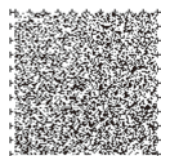
- 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）成立後 15 年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないことなどから、身体障害者補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていないという状況にあります。
- 精神疾患の症状に応じて、速やかに精神科救急医療や専門医療を提供できる体制が必要です。このため、精神科救急情報センター、精神科救急医療施設及び精神科救急医療センターには 24 時間対応が求められています。

### 《今後の具体的な取組》

- 市町地域生活支援事業については、引き続き、利用者の目線に立った柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、市町に対する助言及び市町間の調整を行います。また、各市町が利用者のニーズに応じて必要なサービスを安定的に提供するためには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。
- 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発行事の「ヒューマンフェスタひろしま」において、県民に広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、身体障害者補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。
- 精神科救急情報センター、精神科救急医療施設、精神科救急医療センターからなる 24 時間 365 日体制の精神科救急医療システムの運営を行います。

【指標④ 精神科救急医療体制】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
精神科救急医療体制	24 時間 365 日対応	24 時間 365 日対応	24 時間 365 日対応	24 時間 365 日対応



(2) 住まいの場の確保

ア 居住系のサービス基盤の整備

《現状》

- 平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在、県内の指定障害者支援施設(施設入所支援)は 64 施設、グループホームの事業者数は 117 となっています。(居住系サービス事業所数の一覧 P153)
- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少又は横ばいである一方、障害支援区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいるとともに、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進んでいます。

《課題》

- 地域における居住の場として地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホームについて、設置されていない市町もあるなど、サービスを利用しにくい地域があります。
- 障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設においては、経過措置の有効期限(平成32(2020)年度末)までに、障害児入所施設、障害者支援施設又は障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行する必要があります。

《今後の具体的な取組》

- グループホームが不足している地域においては、社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用などにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成30(2018)年度から新たに創設される、常勤の看護職員等の配置や短期入所等の体制を備えた「日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)」への参入についても促進を図ります。
- 障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設に関しては、障害者及び障害児の入所の必要量が確保できるよう取り組みます。

イ 住宅の確保

《現状》

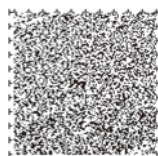
- 障害者施策として、在宅中心の対応に移行しています。

《課題》

- 平成 29 (2017) 年 10 月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)が改正され、入居支援等において新たな枠組み(空き家を利活用した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録制度等)が創設されたことから、同法に基づき組織された広島県居住支援協議会の支援体制等を見直す必要があります。

《今後の具体的な取組》

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正を受け、広島県居住支援協議会の支援体制等を再構築し、障害者の入居支援を図ります。



## (3) 相談支援体制の構築

## ア 身近な地域における相談

## 《現状》

- 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。
- 障害者等の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、地域の様々な機関が共通の目的に向けて情報を共有し、具体的に協働することが必要です。地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町等への支援を行っています。

【表 11 アドバイザー派遣状況】

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
派遣市町数	9市町	10市町	11市町	11市町
派遣人員	12人	24人	27人	27人

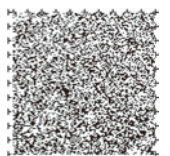
【表 12 基幹相談支援センター設置市町数】

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置市町数 (か所数)	4市 (8か所)	5市 (12か所)	5市 (13か所)	5市 (13か所)

- 障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成27(2015)年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があった全ての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められています。
- 相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。
- 身近な地域における相談業務を主な機能としている地域生活支援拠点等(システム)の市町による整備が、進展していない状況にあります。

## 《課題》

- 市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。  
また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。
- 相談支援事業所を指導する立場にある基幹相談支援センターの設置を促進する必要があります。
- 平成31(2019)年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。
- 地域生活支援拠点等(システム)は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、市町の自立支援協議会等で十分協議するなど、地域合意を得て整備を進めていく必要があります。



《今後の具体的な取組》

- 市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。
- 市町協議会事務局連絡会議を開催し、各市町の取組状況や各市町が抱えている課題等について情報共有を行い、課題解決に向けた検討や相談支援体制のあり方、地域生活支援拠点等（システム）の整備等について協議を行います。
- 地域の相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、地域生活支援拠点等（システム）の整備と併せて、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。
- 相談支援従事者等の研修体系の大幅な見直しに対応するため、平成26（2014）年度に作成した「人材育成ビジョン」に基づき、人材育成研修を実施するとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員（仮称）の養成等に取り組みます。
- 相談支援従事者に対する研修内容の充実により、相談業務の質的向上を図ります。
- 各市町において、平成29（2017）年度に策定された地域生活支援拠点等（システム）の整備行程を明らかにしたロードマップが着実に実行され、障害者等の地域生活を支える地域システムとして稼働するよう、アドバイザーの派遣、市町協議会事務局連絡会議、先進事例説明会等を通じて、市町の取組を支援していきます。（⇒《成果目標1》P15参照）

イ 専門的・広域的な相談

《現状》

- こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援を行っています。また、こども家庭センターでは、児童虐待の防止対策、配偶者からの暴力（DV）被害者への支援、子供の発達に係る相談など、子供や家庭の問題に関する総合的な相談支援を実施しています。

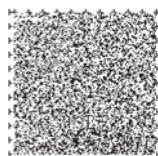
【表13 こども家庭センターにおける相談種別受付状況】

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
心身障害	2,242件	2,044件	1,956件
養護	2,524件	2,576件	2,581件
育成	855件	774件	229件
非行	293件	235件	265件
その他	214件	202件	47件
計	6,128件	5,831件	5,078件

- 県立身体障害者更生相談所では、身体障害者への専門的な相談に応じるとともに、補装具、自立支援医療（更生医療）の給付等に係る市町に対する技術的な支援を行っています。

【表14 身体障害者の更生相談の状況】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談等実人員	3,671人	3,516人	3,848人
相談件数	3,426件	3,311件	3,736件
判定件数	2,356件	2,229件	2,224件





- 県では、ろうあ者専門相談員を6機関に配置し、聴覚障害者の意思疎通を支援し、更生援護等の相談に応じています。

【表 15 ろうあ者専門相談員の活動状況（相談件数）】

年度	家族関係	生活・生計	職業・職場	住居	健康・医療	教育・育児	施設・サービス	補装具・日常生活用具	手帳・制度	年金・保健	その他	計
平成26年度	61件	244件	84件	21件	283件	9件	22件	97件	1件	44件	778件	1,644件
平成27年度	69件	255件	78件	52件	240件	30件	25件	44件	1件	25件	837件	1,656件
平成28年度	74件	484件	58件	35件	29件	17件	54件	70件	55件	37件	356件	1,535件

- 県では、難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等への日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。
- また、広島難病団体連絡協議会に委託し、難病患者等へのピアカウンセリング事業を実施しています。

【表 16 難病対策センターの相談状況】

相談件数			主な相談内容（平成28年度）	相談の多い疾患（平成28年度）
平成26年度	平成27年度	平成28年度	疾患・症状等病気に関すること 福祉制度関係 難病支援事業 医療費助成等経済面に関すること 講演会・交流会等難病支援事業	パーキンソン病 筋萎縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 潰瘍性大腸炎 クロウン病
1,486件	1,772件	1,762件		

《課題》

- 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養をおくることのできる相談体制の提供が求められています。
- また、難病の最新の医療情報や専門的医療を受けることのできる医療機関情報等を提供できる体制が求められています。

《今後の具体的な取組》

- 難病患者等やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が実施する難病相談会及び小児慢性特定疾患児童等の家族の不安解消に向けた養育経験者によるピアカウンセリングを実施します。

【指標⑤ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施か所数】

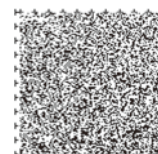
指標・目標	現状(平成 29年度)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業実施か所数	6か所	7か所	7か所	7か所

- 難病医療コーディネーターの設置による、医療機関との連携強化や情報収集できる体制の確保を検討します。
- 難病患者等やその家族に対して、機会をとらえて難病対策センターの周知や各種講演会等の周知を図ります。

ウ 発達障害児（者）に対する相談支援

《現状》

- 発達障害のある人やその家族が、地域で安心して暮らすためには、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行われる必要があります。このため、県は、保健、医療、福祉、教育、労働等関係機関により構成された支援連携委員会において、情報共有を図りながら、早期把握から発達支援、教育支援、就労支援などの取組を進めています。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 発達障害児（者）に対する相談・療育・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。

【表17 広島県発達障害者支援センターの主な事業内容】

相談支援	本人・家族・関係者からの相談	普及啓発・研修	リーフレット配布，講師派遣
発達支援	アセスメント，支援計画，支援会議等	支援体制整備	市町への実態調査活動，支援体制整備検討委員会への出席助言
就労支援	アセスメント，就労支援機関との連携，企業訪問	人材育成	発達障害支援者各種研修
機関連携	コンサルテーション，ケース会議，各種委員会への出席，出張相談会	事業(所)のバックアップ	健診・保育所の環境設定，保育所支援事業(学習会・コンサルテーション)，発達障害専門相談会等
家族支援体制整備	ペアレントメンター研修，家族支援関係者会議	その他	当事者活動支援，親の会との連携

【表18 広島県発達障害者支援センターの相談・研修の状況】

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談(実人数)※	253人	268人	317人	359人
相談(延件数)※	1,008件	979件	1,181件	1,324件
研修(件数)	87件	113件	121件	112件
研修(参加人数)	2,551人	2,354人	3,302人	3,295人

※電話相談を含まない。

- また、発達障害児（者）ができるだけ身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域・市町単位で支援体制を整備することを基本に、発達障害の特性に応じた支援に係る専門的な知識・経験を有し、市町、事業所等における支援者・支援機関の連携や個別支援の方法についての実践的な活動を行う発達障害者地域支援マネジャーを広島県発達障害者支援センターに配置し、地域・市町をフォローする体制づくりを進めています。

【表19 地域支援体制マネジメント事業の実施状況】

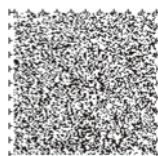
利用種類	平成27年度	平成28年度
研修	40件	50件
行動観察	31件	55件
アセスメント	14件	18件
会議，打ち合わせ	10件	14件
計	95件	137件

### 《課題》

- 発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上、相談支援の充実を図る必要があります。
- また、平成28（2016）年8月に、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の一部改正が施行されたのを受けて、司法手続きにおける配慮や家族支援の充実、就労定着等の支援体制の整備推進が求められています。

### 《今後の具体的な取組》

- 広島県発達障害者支援センターについては、専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。
- 市町において、発達障害児（者）の自立と社会参加に資する支援体制の整備を図る地域支援マネジャーの活動について、支援を希望する機関の増加に対応するため、活動を強化していきます。



- これまで実施してきた市町支援に加え、事業所支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援を強化するとともに、医師や事業所職員も含めた地域の中核人材を育成し、重層的な支援体制の構築に向けて、取組を更に充実させます。
- また、改正発達障害者支援法を踏まえ、広島県発達障害者支援センターを核として、ハローワーク等と連携した就労定着支援、警察・司法関係者等と連携した権利擁護・司法手続き等における配慮の促進や、家族支援体制の充実等に取り組んでいきます。
- 発達障害に関する医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成された支援連携委員会において、早期把握から発達支援、教育支援、就労支援など、ライフステージを通じて継続した支援体制の充実に向けて連携、支援に取り組んでいきます。

【指標⑥ 県及び広島県発達障害者支援センターの取組状況】

指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障害者支援地域協議会（発達障害児（者）支援連携委員会）の開催回数	2回	2回	2回	2回
発達障害者地域支援マネジャーの配置人数	2人	2人	(2人) <small>(前年度の実績を踏まえて検討)</small>	(2人) <small>(前年度の実績を踏まえて検討)</small>
発達障害者支援センター実相談利用者数 ※	563人	580人	600人	620人
発達障害者支援センター相談支援件数	1,528件	1,600件	1,640件	1,680件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数（延）	739件	800件	830件	860件
発達障害者支援センター助言件数	652件	710件	730件	760件
発達障害者地域支援マネジャー助言件数	87件	90件	100件	100件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数	162件	170件	176件	183件

※電話相談を含む。

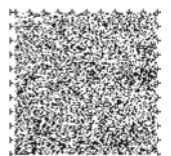
#### (4) 権利擁護の推進 〔障害者虐待の防止〕

##### 《現状》

- 平成24（2012）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定されました。
- 障害者虐待防止法に基づき、平成24（2012）年度から、虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備するとともに、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言その他必要な援助を行うことなどを目的とした広島県障害者権利擁護センターを設置しています。

【表20 平成28（2016）年度 障害者虐待の件数（対象者：県内在住の障害者）】

項目	通報件数	認定件数
養護者による障害者虐待	96件	21件
障害福祉施設従事者等による障害者虐待	47件	13件
使用者による障害者虐待	19件	6件

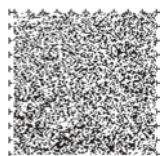


## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、市町社会福祉協議会を実施窓口として、福祉サービスの利用や日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などを対象とした、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を実施しています。
- 成年後見制度が障害者等の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、国は実効性ある取組を盛り込んだ成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）～33（2021）年度）を策定し、今後は、この国の基本計画を踏まえ、各市町において成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町基本計画」という。）を定めることとなっています。

### 《課題》

- 障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援体制を維持するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。
- 障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等へ広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。
- 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口・届出、相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、相談支援専門員等の配置や市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。
- 障害者関係団体等の人材育成等を促進し、指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。
- 障害者虐待防止法施行後の虐待の未然防止等の取組について、事業者間の格差が認められます。
- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用世帯には、生活困窮などの複雑な諸問題を抱えるケースが増えていることから、これらの問題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員のスキルアップに加え、関係機関との連携強化が必要です。
- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対しては、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る必要があります。



- 市町は、市町基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関の設立及び円滑な運営など、成年後見制度利用の促進に関する施策を推進することが求められています。

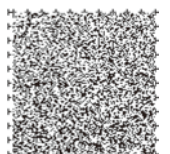
《今後の具体的な取組》

- 市町及び労働局等の関係機関との連携体制等を継続・強化するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置、従業員への研修等）、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。
- 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。
- 広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及・啓発活動に努めます。
- 相談支援事業者（相談支援専門員等）に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。
- 一時保護のために必要な居室の確保について、必要に応じて、市町域を超えた広域的な調整を行います。

【指標⑦ 障害者虐待の防止関係】

指標・目標	現状(平成29年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者虐待防止ネットワーク推進会議開催回数	1回	1回	1回	1回
県障害者虐待防止・権利擁護研修開催回数, 受講者数	2回 441人	2回 500人	2回 500人	2回 500人
国障害者虐待防止研修受講者数	4人	4人	4人	4人

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）を担う生活支援員と専門員が生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう、県社協等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し、事業の適切な運営を図ります。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者に対する支援や、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見の活動支援等、市町が地域生活支援事業の活用等により制度を利用促進できるよう助言や支援をしていくとともに、取組に当たっては、市町基本計画との整合性が保たれるよう助言していきます。
- 市町が行う保健・医療・福祉に司法を含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築や市町基本計画の策定を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業（かけはし）から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。

【指標⑧ 成年後見制度関係】

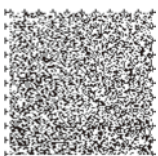
指標・目標	現状(平成28年度)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	41人	66人	71人	74人
成年後見制度法人後見支援事業実施市町数	3市町	5市町	5市町	5市町

### (5) 障害福祉サービスの質の向上等

#### ア 質の確保

##### 《現状》

- 県内の指定障害福祉サービス事業所は、種別に見てみると、近年横ばいか増加傾向にあります。就労継続支援A型・B型の事業所も年々増加傾向にあり、A型は平成25（2013）年4月の37事業所から平成29（2017）年4月の89事業所に、利用者数も平成25（2013）年4月の13,935人から平成29（2017）年1月の32,030人といずれも2倍以上に増加しています。
- 特に就労継続支援A型事業においては、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所などの全国的に不適切な事例の増加を踏まえ、就労の質の向上を目的として、平成29（2017）年度から指定（運営）基準等の改正が行われました。
- 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の順守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導を行っています。
- 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。
- 障害者総合支援法等の一部改正法により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成30（2018）年度から施行されます。
- 福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、事業者は苦情解決体制（第三者委員など）を設けることとされています。また、福祉サービス利用援助事業の適正な運営や福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、広島県福祉サービス運営適正化委員会が設置されています。



【表 21 広島県福祉サービス運営適正化委員会（苦情件数）】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
苦情件数(障害者を含む)	73件	75件	80件

### 《課題》

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。
- 事業者が、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常に障害者等の立場に立ち、効果的にサービスの質の向上を自主的に行う必要があります。
- 実地指導の平準化を図るため、市町職員を対象とした研修の実施や、県が実地指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。
- 広島県福祉サービス運営適正化委員会への苦情・相談の主な内容は、「職員の待遇」、「サービスの質や量」、「説明・情報提供不足」となっており、事業者による苦情解決体制の整備や福祉サービスの質の向上を推進していく必要があります。

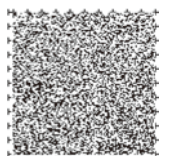
### 《今後の具体的な取組》

- 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研究等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働き掛けを行うなど、市町と連携し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 事業者が、常に障害者等の立場に立ち、効果的に提供するサービスの質の向上に自主的に取り組むよう、事業者への集団指導研修等を実施します。
- 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及・啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 広島県福祉サービス運営適正化委員会は、福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決等を実施することにより、事業所利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業者等に対する研修を実施するとともに、苦情解決体制の整備を進めるため、巡回訪問等を実施します。

## イ 人材育成・確保

### 《現状》

- 平成 27（2015）年度から、全ての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援（サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成）を実施していく必要があることから、平成 23（2011）年度以降、相談支援従事者初任者研修の受講定員を増枠したところですが、現在も支援業務に従事する相談支援専門員が不足しています。
- 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修修了年度から5年度の間に、相談支援従事者現任研修を修了することが必要であること以外の定めがないことから、相談支援専門員を対象とした研修の機会が不足しています。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

【表 22 相談支援従事者初任者研修実施状況】

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5日間研修修了者数	347人	352人	333人	382人	370人	302人

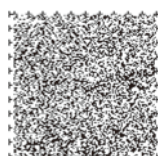
- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、法定の更新研修は設定されておらず、現任者を対象とした研修の機会が不足しているため、平成 28（2016）年度からフォローアップ研修を実施しています。
- 障害者の就労移行や就労継続支援の従事者の質的向上を図る研修等の機会が不足しています。
- 発達障害児（者）への支援が、個々の特性に応じて身近な地域において行われるよう、支援に携わる市町、保育所、事業所職員等を対象に、発達障害の特性や支援方法等の基礎的な研修から、アセスメントや個々の特性に配慮した支援スキルの向上を図る実践的な研修を行うほか、教職員を対象とした学校での発達障害支援に関する研修を実施しています。
- また、発達障害の育児経験を持つペアレントメンターが、家族の不安に寄り添って心のサポートを行う家族支援体制を整備するため、ペアレントメンターの養成を行うとともに、ペアレントメンターが活動する事業の企画・調整等を担う市町職員を対象に、ペアレントメンター・コーディネーターの養成を行っています。

【表 23 発達障害関係研修修了者数】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎研修	—	—	—	433人
相談支援スキルアップ研修	26人	28人	28人	31人
療育支援スキルアップ研修	34人	34人	35人	55人
就労支援スキルアップ研修	28人	28人	29人	38人
教育支援研修	—	60人	59人	149人
計	88人	150人	151人	706人

（注）平成 29（2017）年度から研修体系を見直し、発達障害に関する基礎的な知識やスキルを幅広い支援者に習得する基礎研修と、発達障害の特性に配慮した支援を行う中核的な人材養成を行うスキルアップ研修（相談、幼児期・学齢期（療育支援から変更）、成人期（就労支援から変更））、教育支援研修を行っています。

- 2025 年（団塊世代が 75 歳に到達）には、現状の供給ベースでは、約 6,400 人の介護職員が不足すると推計される一方、労働力人口が減少傾向となり、福祉・介護分野の有効求人倍率が高い水準で推移し、福祉・介護施設・事業所の 6 割以上が人材の不足感を抱くなど、福祉・介護従事者の安定的な確保が困難となっています。
- 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材を育成するため、介護職員等に対して喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関を指定するとともに、喀痰吸引等研修の指導看護師を対象とした研修等を開催しています。





【表 24 県喀痰吸引等の実施状況（登録機関の状況・平成 29（2017）年 4月 1日現在）】

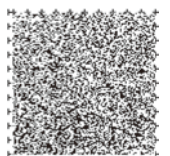
登録研修機関			登録特定行為 事業者	認定特定行為業務従業者認定件数			
第1号	第2号	第3号		第1号	第2号	第3号	経過措置
18機関	25機関	14機関	456事業者	295件	615件	1,071件	5,313件

### 《課題》

- 相談支援従事者初任者研修の受講定員を拡大するためには、研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習グループリーダー（相談支援専門員）を多数確保する必要があります。
- 平成31（2019）年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。
- 障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、事業所の従事者等の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。
- 高度で専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。
- 福祉・介護事業者が採用を行うに当たっての採用力を強化するとともに、「選ばれる職場」となるよう福祉・介護への理解・関心層のすそ野を広げるとともに、福祉・介護業界全体が「魅力ある職場」となるよう底上げを図り、福祉・介護人材の確保・育成・定着を促進する必要があります。
- 地域において福祉・介護人材を持続的に確保していくためには、市町やハローワーク、関係機関・団体等が一体となって、地域の実情に応じた取組を推進する必要があります。
- 福祉・介護職員等が医療的ケアを適正かつ円滑に実施するためには、喀痰吸引等研修の受講ニーズに対応した登録研修機関及び研修講師を確保する必要があります。

### 《今後の具体的な取組》

- 相談支援従事者初任者研修における演習グループリーダー研修の内容を充実し、事業所内又は事業所間の連携においてOJT効果を高めるとともに、相談支援従事者等の研修体系の大幅な見直しに対応するため、研修ファシリテーターを担える指導力を備えた相談支援専門員の育成に取り組みます。



## 第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します

- 指導力を備えた相談支援専門員の育成に当たって、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への計画的な人材派遣を行います。

【指標⑨ 相談支援従事者指導者養成研修派遣人数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
指導者養成研修派遣人数	4 人	4 人	4 人	4 人

- 相談支援従事者に対する研修内容の充実により、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消や質的向上を図るとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員（仮称）の養成に取り組みます。
- サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の人材育成については、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、平成 31（2019）年度から、新たに創設される基礎、実践、更新研修に取り組みます。
- 平成 26（2014）年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、県が行う研修だけでなく、関係団体等による研修実施を促進します。
- 発達障害のある者が、身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、支援者の資質向上を図るため、研修を実施します。また、発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレントメンター及びペアレントメンター・コーディネーターを養成します。

【指標⑩ 発達障害関係研修修了者数，養成者数】

指標・目標	現状(平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎研修	433 人	400 人	400 人	400 人
スキルアップ研修	124 人	125 人	125 人	125 人
教育支援	149 人	150 人	150 人	150 人
計	706 人	675 人	675 人	675 人
ペアレントメンター	40 人	40 人	40 人	40 人
ペアレントメンター・コーディネーター	34 人	30 人	30 人	30 人

- 障害者の雇用や就労を支援する従事者の資質の向上を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、先進事業所の視察研修の実施など、必要な知識や技法の習得に向けた取組を行います。
- 行政、関係機関・団体で構成する「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において、人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージアップ・理解促進の3つの柱に沿った施策を総合的に推進します。
- 地域の実情に応じた人材確保策については、平成 27（2015）年度から市町ごとの設置を促進している「地域人材確保推進体制」を中心として、行政、ハローワーク、関係機関・団体等が一体となった取組を促進します。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者養成については、喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修講師の養成機会の確保・提供や関係機関・団体等への登録研修機関登録の働きかけなど、研修実施体制の整備などに取り組みます。

